

個人情報の提供と未成年者契約取消し

就職情報サイト R 社が学生の内定辞退率予測データを企業に提供していた事案では、学生の個人情報を収集する際に利用目的を具体的に明示していなかったことが法律に違反すると判断されました。このような状況で個人情報の扱いが消費者の関心を高めることになり、個人情報の提供に関する相談も増えつつあるように思います。今回は、未成年者契約の取消し事例から、個人情報の扱いに関して取り上げてみます。

相談事例

18歳の大学生の娘が、親の私の承諾なしに初回無料のサプリメントを契約していた。初回の商品が届き、2回目以降は9,000円であると判明した。娘は未成年で私は承諾していないので取り消しするとメールしたところ、事業者から未成年者であることを証明する身分証の写しをメールに添付して送ってほしいと言われた。しかし、個人情報を提供することになると思うので、身分証は送りたくない。

40歳代、父

関連法規等の確認・検討事項

- 1 個人情報の保護に関する法律・・定義、取得
- 2 個人情報提供に関する事業者の規約
- 3 未成年者契約取消権（民法）
- 4 電子商取引及び情報財取引等に関する準則
- 5 未成年であることの証明責任

1. 個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という）をざっと見ておきましょう。

この法律は、「企業や団体に個人情報をきちんと大切に扱ってもらった上で、有効に活用できるよう共通のルールを定めた法律（個人情報保護委員会 HP より）」です。

- ①個人情報とは、生存する個人に関する情報で氏名、生年月日等により特定の個人を識別することができるもので、他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができるものを含む。
- ②個人識別符号（その情報だけでも特定個人を識別できる文字、番号、符号等）も個人情報。（DNA、顔、声紋、パスポート番号、住民票コード、マイナンバー等）。

- ③「個人情報データベース等」…個人情報データベース化したり、検索可能にしたもの。
- ④「個人データ」…「個人情報データベース等」を構成する情報
- ⑤「保有個人データ」…「個人データ」のうち、事業者が修正、削除等の権限があるもので、6ヶ月以上保有するもの。
- ⑥個人情報取り扱い事業者・・・「個人情報データベース等」を事業の為に使っている者。
→個人情報保護法の対象
- ⑦個人情報取扱事業者は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示する、利用目的の範囲内で利用する利用目的外使用は、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。個人データは委託先も含めて安全管理措置を取らなければならない。
- ⑧第三者提供する場合はあらかじめ本人の同意が必要、等。
今回、事業者が求めてきたものは、確かに個人情報に該当します。

2. 事業者の個人情報の取り扱い規定がどうなっているか

スマホなどで商品を購入する際には、個人情報の取り扱いに関する規定が書かれています。今回求められている情報は、解約に際しての確認情報という趣旨のものですが、これらの情報も事業者の取得した情報となりますから、規定に従った取扱いが要求されます。規定は、前記の個人情報保護法に沿った内容でなくてはなりません。

適正なものがなければ、個人情報の提供は拒否できます。

3. 未成年者契約取消権

事例は親の同意はなかったもので、原則取り消しができます（民法第5条）。

ネット通信販売では「未成年者の契約の場合は『親の承諾を得てください』、『生年月日を入力してください』などの画面が通常あります。ここで、虚偽のある申し込みをした場合は、事業者が未成年である確認情報を求めてくることはあり得ます。

4. 電子商取引及び情報財取引等に関する準則

準則では、「通信販売の場合、店舗での契約と異なり画面上で親が承諾したかどうか判断するのは難しい」と指摘し、「取引の性質上、未成年者の申込が相当予想される場合は、法定代理人(事例の場合は親)の同意を確認する手段の構築を検討すべきである」としています。

また、「親の同意の必要性を明確に表示・警告した上で、未成年かどうかの判断の為に生年月日の記入欄を設けたが、虚偽の入力をした、というだけでは『人を欺く行為』に当たらない」とし、「事業者の設定した同意確認が容易にかいくぐれるものだったか等、総合判断が求められる」としています。

5. 未成年であることの証明はどうか

上記のように、販売店が『人を欺く行為』を主張するのは容易ではなく、通常は親か本人から通知を出せば、取り消しになることが多いようです。しかし、事業者が未成年者の確認や親権者同意について等しっかり確認を行なっているとして、今回のように相手が証明を求めてくることも考えられます。

ただしその場合でも、学生証など身分証のコピーをそのまま送る必要はないと言えます。必要なのは申し込みをした本人が未成年であるということのみの確認ですので、氏名と〇年△月生まれ(契約日によっては日にちまで)の表記で、それ以外は全部消込して送ればよいと考えられます。

処理結果

相談者に未成年者契約の法的扱いと契約取り消しの場合の原状回復義務について説明し、未成年者契約取消し通知を特定記録扱いハガキで発信するよう助言しました。

しかし事業者は、あくまで、身分証をメールで送ってほしいと主張してきました。メールで送ることには抵抗がありましたが早期解決したいという希望もあり、身分証の名前と生年月日以外は全部消込をして送ることで、販社側と合意しました。販社には「未成年であることの確認以外には使用しないように」と伝えるよう助言しました。

なお、原状回復義務は双方にあるので、初回未使用サブリは未成年者側負担で返品しました。また、サブリは日用品等ではなく、現存利益がないので使用していた場合でもそのまま返すことができます。